

(最終) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和 6 年 6 月 2 8 日
契約業者名	池下工業株式会社
契約業者の住所	群馬県前橋市岩神町四丁目 1 0 番 1 9 号
工事の名称	R 4 国道 1 7 号本庄道路忍保川第 3 橋外下部工事
工事場所	埼玉県児玉郡上里町金久保地先 外 1 箇所
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	【忍保川第 3 橋】 床掘り (I C T) 1 式 防護柵基礎工 1 6 箇所 仮設工 敷鉄板 1 , 2 3 3 m² 管渠工 1 2 m 農業用水保護 1 式 仮橋・仮栈橋工 1 式 【御陣場川橋】 床掘り (I C T) 1 式 防護柵基礎工 5 箇所 【神流川橋】 保安施設維持管理 6 4 基
工期 (自)	令和 4 年 8 月 2 2 日
工期 (至)	令和 6 年 6 月 2 8 日
変更前の契約金額	3 7 5 , 1 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変更金額	+ 3 3 , 3 3 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変更後の契約金額	4 0 8 , 4 3 0 , 0 0 0 円 (税込み)

変更理由	【忍保川第3橋】 1. 石・ブロック積(張)工 現地調査の結果、忍保川橋台の施工に時間を要したため忍保川第3橋護岸を削除する。 2. 防護柵工 現地精査の結果、ウィング部に防護柵を設置する必要があることから、防護柵基礎工を追加する。 3. 仮設工 現地精査の結果、仮設工を増工する。 4. 技術管理費 I C Tに関する経費を追加する。 【御陣場川橋】 5. 道路土工 現地調査の結果、I C T土工に変更し増工する。 6. 防護柵工 現地精査の結果、ウィング部に防護柵を設置する必要があることから、防護柵基礎工を追加する。 7. 仮設工 現地精査の結果、仮設工を減工する。 8. 舗装工 現地調査の結果、舗装工を減工する。 【神流川橋】 9. 勅使河原地区の道路改良 神流川橋暫定2車線工事に伴い、沿道利用者のための機能補償道路を整備する必要があるが生じ、機能補償道路を追加する。
-------------	--